

規制改革実施計画（国家戦略特区部分）に関するコメント

2022年6月11日

国家戦略特区ワーキンググループ

（秋山咲恵、阿曾沼元博、安藤至大、安念潤司、
落合孝文、岸博幸、菅原晶子、中川雅之、八田
達夫、原英史、本間正義、八代尚宏、（五十音
順））

今般閣議決定された規制改革実施計画（国家戦略特区部分）は、国家戦略特区が岩盤規制改革を目的とする制度であることを考えれば、甚だ貧弱な内容と言わざるを得ない。例えば、

- ・今年3月のスーパーシティ指定に際し、当時の特区諮問会議民間議員は、インターネット投票をはじめ大胆な規制改革の一年以内の実現を条件とした。しかるに、これらの事項につき、関係省との間で検討スケジュールの合意にすら至らず、項目の記載もなされていない。
- ・その他全般に、今般の計画に記載される項目は、数が少ないうえ、その多くは自治体などが規制所管省に直接要望しても実現するであろう事項である（例えば、ドローンに係る規制、外国人在留資格の手続き改善など）。

本来、特区制度においては、自治体や民間企業からなされた大胆な規制改革提案を実現することによって、制度への期待が高まり、更に新たな提案が寄せられ、成果が拡大する。現状においては、特区制度の維持・運営が困難になっていることに強い危機感をもって、以下の懸案課題の実現に全力で取り組むべきである。

- 1) 大胆な規制改革の実現： インターネット投票をはじめ
- 2) これまでの特区の成果の全国展開： 農地企業所有、公設民営学校をはじめ